

中山間地域に関する新たな施策について

令和4年6月3日
農林水産省農村振興局
地域振興課 岩下幸司

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

地方への人の流れを加速化させ持続的・低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（概要）

令和4年4月
新しい農村政策の在り方に関する検討会
長期的な土地利用の在り方に関する検討会

背景

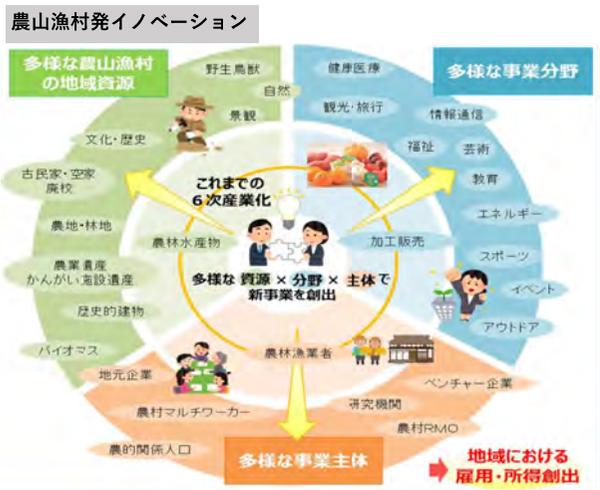
- 新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○デジタル技術の活用 ○少子高齢化・人口減少
- 農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○大都市から農村への人口分散 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

具体的施策の方向性

しごとづくりの施策 （農村における所得と雇用機会の確保）

○多様な主体が参画し、地域資源を活用して新たな事業を創出する「農山漁村発イノベーション」の推進

- ・農山漁村発イノベーションに必要な施設等の整備を行う場合の必要な手続を迅速化
- ・中央・都道府県段階にあるサポートセンターの機能を拡充し、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣を実施



農山漁村発イノベーション：
6次産業化のほか、農山漁村の活用可能な地域資源を掘り出し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる新しい事業を創出する取組

くらしの施策 （中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備）

○多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

- ・農村RMO形成のための取組や伴走支援を実施
- 生活インフラ・サービスの整備の推進
- ・生活インフラ・サービスが受けられる環境を関係府省と連携して推進
- ・官民で連携し、情報通信環境の構築に向けたノウハウの横展開や人材の育成・確保

○防災減災対策の推進

- ・ため池等の豪雨対策の手続を迅速化

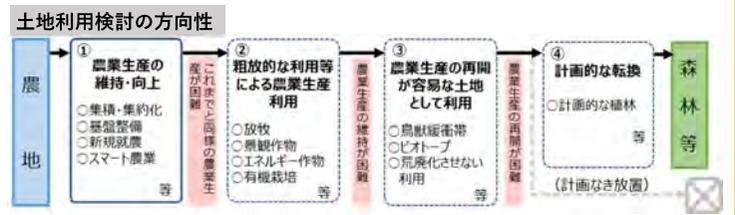


農村RMO (Region Management Organization)：
地域コミュニティ機能を維持強化するため、多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む地域運営組織

土地利用の施策 （人口減少社会における長期的な土地利用の在り方）

○食料の安定供給のための農地の確保を前提とした、地域ぐるみの話し合いを通じた持続可能な土地利用の推進（改正 農山漁村活性化法）

- ・地域の話し合いを通じた持続可能な土地利用計画の策定、農地の粗放的利用や計画的な植林等の取組を支援
- ・地域の話し合いを通じて、農山漁業団体等が、農用地の保全等に関する事業（放牧等の粗放的な管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）を実施しようとする場合に、地方自治体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、当該計画に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築



土地利用検討の方向性

農地

① 農業生産の維持・向上
○単種・集約化
○基盤整備
○新規就農
○スマート農業
等

② 粗放的な利用等による農業生産利用
○放牧
○農産作物
○エネルギー作物
○有機栽培
等

③ 農業生産の再開が容易な土地として利用
○鳥獣緩衝帯
○ピットープ
○荒廃化させない利用
等

④ 計画的な転換
○計画的な植林
等
(計画なき放棄)

森林等

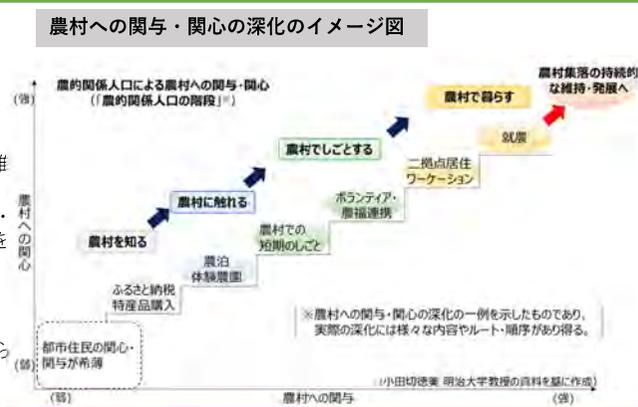
活かづくりの施策 （農村を支える新たな動きや活力の創出）

○地域づくり人材の育成や広域的なサポート体制の構築

- ・農村プロデューサー養成講座の全国展開
- ・農村RMO形成の伴走者となる中間支援組織の育成や農山漁村発イノベーションの推進のためのサポートセンターの機能拡充
- ・土地改良事業団体連合会が、資金の調達・交付や工事の受託により、土地改良区等を支援する仕組みを構築

○農的関係人口の創出・拡大

- ・農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出



農村への関与・関心の深化のイメージ図

農村を知る
ふるさと納税特産品購入

農村に触れる
農泊体験滞在

農村でしごとをする
ボランティア・雇福連携

農村で暮らし
二拠点居住ワーケーション
就業

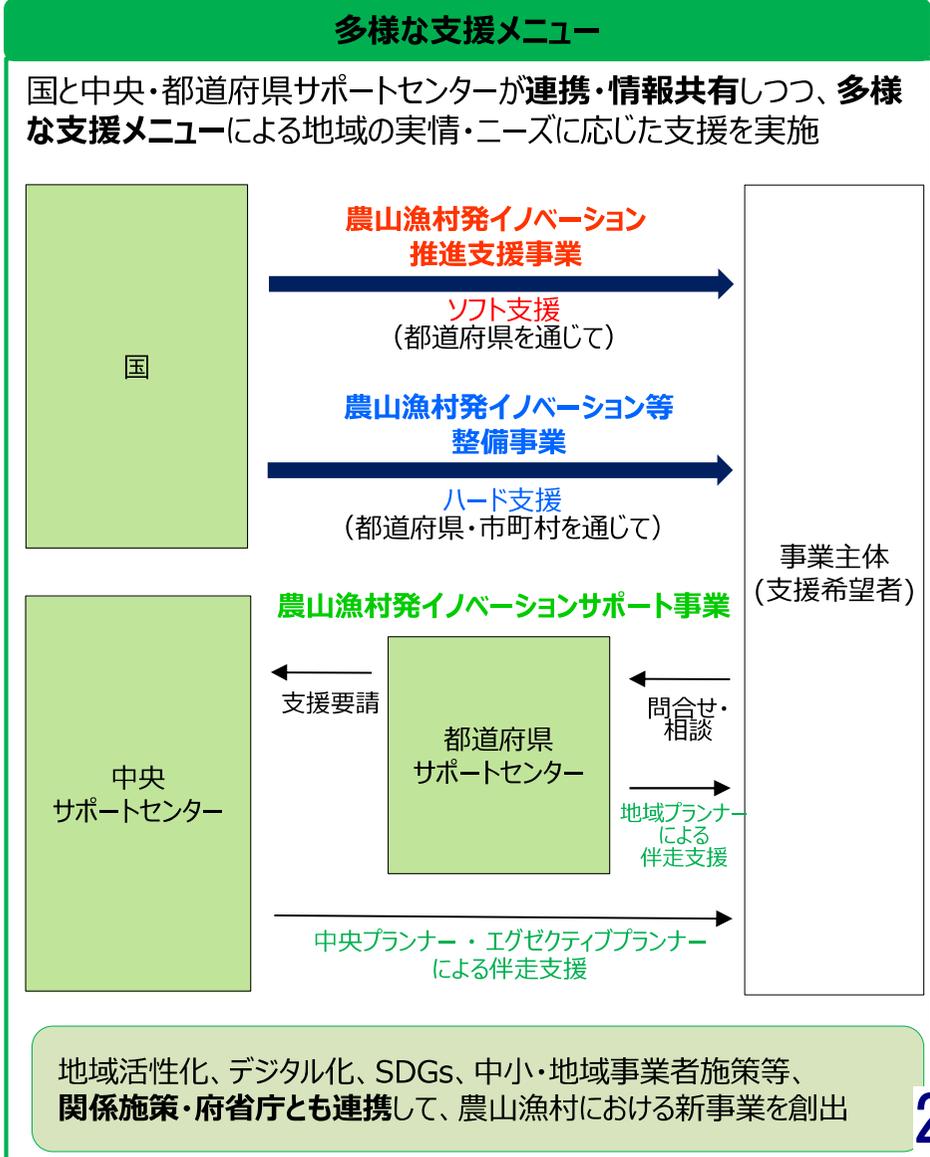
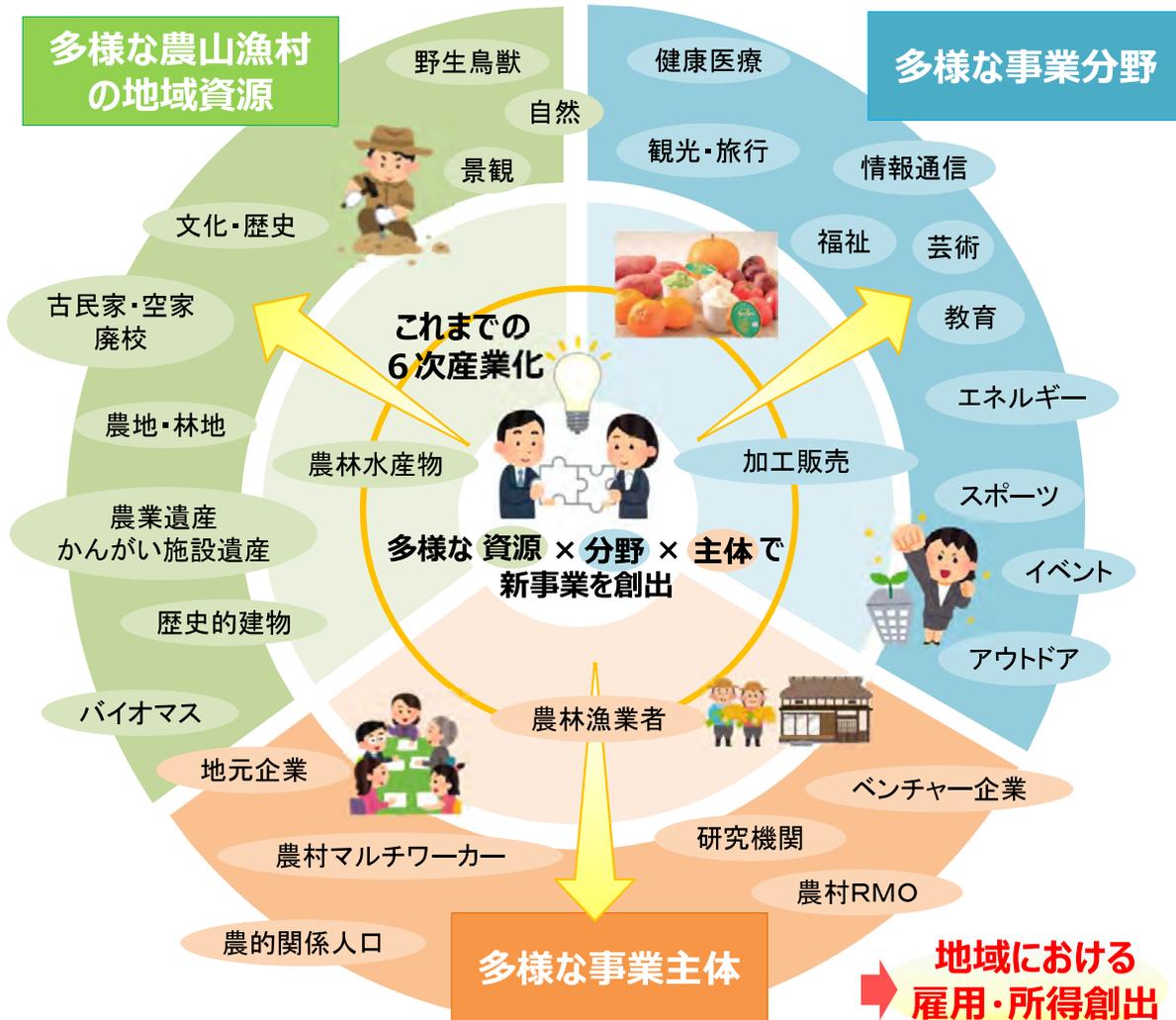
農村集落の持続的な維持・発展へ

※農村への関与・関心の深化の一例を示したものであり、実際の深化には様々な内容やルート・順序があり得る。
(小田切達美 明治大学教授の資料を基に作成)

農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

- 農山漁村の活用可能な**地域資源**を他分野と組み合わせること等により活用する「**農山漁村発イノベーション**」により、地域における**新たな事業・雇用機会を創出**（6次産業化を発展）
- 農山漁村発イノベーションの推進に当たっては、農業以外の事業にも取り組む**農業者や事業者等多様な主体**が連携
- ソフト・ハード支援、サポートセンターの設置・**専門家(プランナー)**による伴走支援等、多様なメニューで地域の**実情・ニーズ**に応じて支援

- 農山漁村発イノベーション**
- 農山漁村の**あらゆる地域資源をフル活用**した取組を支援
 - 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進



中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※



中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村型地域運営組織の事例（高知県梶原町松原地区）

地域の概要

梶原町では明治の旧村を6つの区として自主防災や健康づくりなどの基礎的な自治活動を実施。これをベースに平成20年頃から、集落活動センターを順次設置。また、平成17年度からは、**中山間直接支払を6区6協定に広域化**

その1つ、「松原区」の**集落活動センター**では、住民による運送サービス等の生活支援、中山間直接支払の集落協定等による農用地管理活動、加工販売施設を活用した経済活動を展開

① 生活支援 ② 農用地等保全

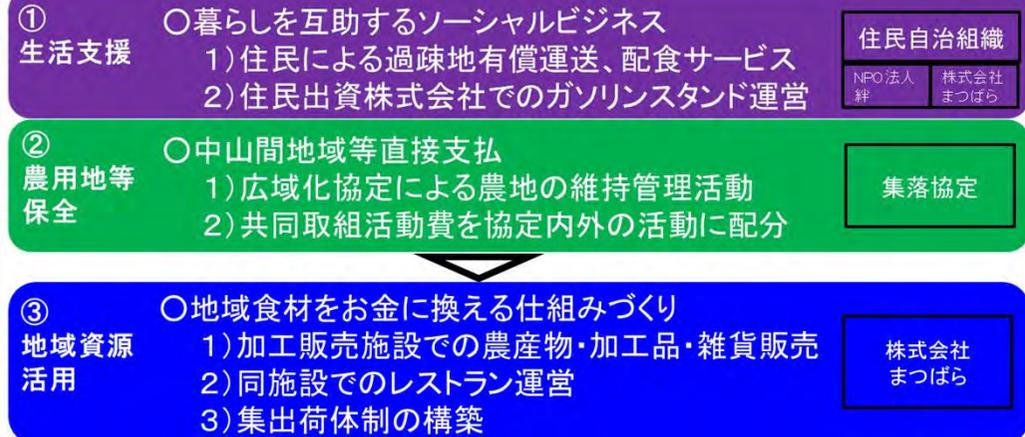
地域からガソリンスタンドが消える危機感をきっかけに、**中山間地域等直接支払の活用**も視野に検討を行い、平成23年に**NPO法人「絆」**を設立し、**地域交通や配食サービス**をあわせて実施

平成24年には**住民出資**で「**(株)まつばら**」を設立し、**ガソリンスタンド運営**を継承

③ 地域資源活用

(株)まつばらは、給油所事業に始まり、地域食材販売、農林業資材集出荷等の複合経営に発展し、平成26年には**加工販売施設「あいの里」**を設立し、**特産品づくりやレストラン運営**を展開

活動内容と発展過程



農村組織体制



【生活支援】



【農用地等保全】



【地域資源活用】

高知県



【R2年度実績】

○ 中山間支払（松原集落協定）

協定面積：12.6ha
 交付金額：224万円
 [個人配分60%、共同取組活動40%]
 主な協定参加者：農業者31人
 非農業者0人
 協定開始：H12

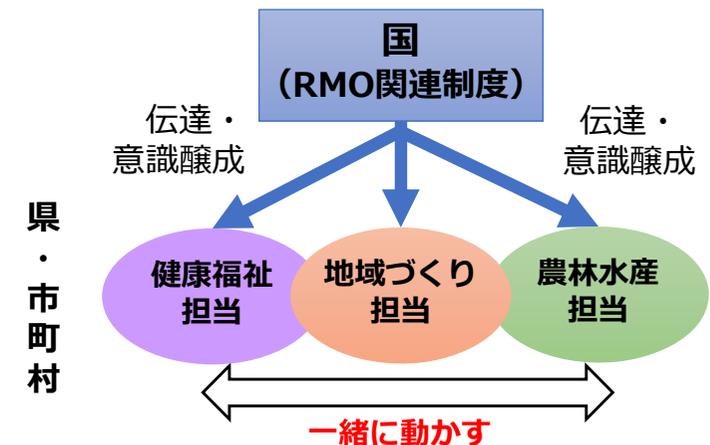
農村RMO形成推進に向けた各府省連携

1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化伝道師 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施するRMO関連の制度等に関する都道府県・市町村の担当部局への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

【関係府省等】 総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、各種団体等

【会議の内容】 ①現場情報の共有
②関連施策の共有

【開催実績】 第1回(R3.10.21)、第2回(R4.1.20)、**農村RMO推進シンポジウム (R4.3.10)**

連携を確認している各省担当課【総務省地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課、国土交通省総合計画課・地方振興課、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生事務局】

農業経営基盤強化促進法及び農山漁村活性化法による措置の一体的推進について

- ◆ **人口減少社会**を迎え、**農業者の急激な減少**の下、農業の生産基盤たる**農地を利用・保全**し、次世代に引き継いでいく必要。
- ◆ 農地は、**集積・集約化を進めていくことが重要**だが、**維持が困難な農地**については、**荒廃化を防止**する取組が重要。
- ◆ このため、**地域の土地利用についての話し合いを一体的に行う**ことにより、両法案による措置を**一体的に推進**し、**地域の農地の利用・保全を計画的に進めていく**必要。



農業者等による協議 (改正基盤法)

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業、今後も農業上の利用を行うエリア、その農地利用の姿について話し合いを実施

集積・集約化を図る農地
(改正基盤法による取組)

地域の土地利用についての話し合いを一体的に実施

集積・集約化が困難な農地
(改正活性化法による取組)

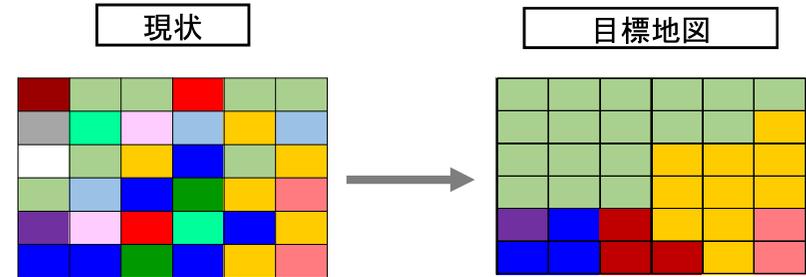
- ◆ 粗放的な利用等により農地又は農地に近い形で保全
- ◆ それが困難な場合は、計画的に林地化

農業者の減少の加速化が見込まれる中、分散錯圖の状況を解消し、**農地の集約化**等を進める

人口減少・高齢化等により、あらゆる政策努力を払ってもなお**農業上の利用が困難**

地域計画 (改正基盤法)

- ② ①の協議を踏まえて、市町村は、今後も農業上の利用を行うエリアについて、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告



活性化計画 (改正活性化法)

①粗放的な利用による保全

- ・放牧
- ・景観作物
- ・エネルギー作物

等



②農業生産の再開が容易な土地として利用

- ・ビオトープ
- ・鳥獣緩衝帯

等



③農業生産の再開が困難な土地として利用

- ・森林 等



農山漁村活性化法の改正による土地利用調整の円滑化

- 農山漁村活性化法の改正により、農村型地域運営組織（農村RMO）が実施する農用地保全事業や農山漁村発イノベーション等の取組が円滑化

活性化法によるメリット

①農村RMOを含む地域の多様な関係者が連携して農用地保全事業に取り組もうとする場合において、地方自治体に対し、活性化計画の策定を提案できる仕組みを拡充

②事業実施時の農地転用許可手続等の迅速化を措置することで、行政手続の負担軽減を図る

③農用地の権利調整等を円滑化する仕組みを拡充し、農用地保全事業の実施の場合にも適用

④日本型直接支払等による支援も受けつつ、農用地保全事業の推進が図られるよう、多面法に基づく事業計画認定申請の手続の簡略化

①持続的な土地利用の提案

③農用地の権利調整等の円滑化

②農地転用許可手続等の迅速化



④多面法(※)に基づく事業計画認定申請の手続の簡略化

中山間地域等直接支払の実施

(※) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

最適土地利用対策

(農山漁村振興交付金)

地域でこんな声がありませんか？



農地をどのように
していくのか...



アヤスキなどが繁茂



剪定しても継続栽培が困難

先祖代々の農地、
管理しきれない...



農地所有者

農地が荒れると
景観も悪いわ...



地域住民



荒廃農地を解消したいけど、
これ以上手を広げられない...

農業者

R3年度～

**「最適土地利用対策」
ができました！**

地域にあった農地の保全や体制をつくりましょう！



市町村

担い手が耕作する農地と
そうでない農地を明確化して、
最適な構想を整理できた！

話し合いや先進地視察、
計画策定等の経費を支援！



専門家を入れた話し合い



土地利用計画の策定

地域みなさんに農地を
安心して委ねられるわ！



農地所有者

粗放的利用のための
種苗代や管理経費を支援！



シソの取組



放牧の取組



農業者

無理せず農地を
利用できるね！

土地利用計画を実現するための
簡易な基盤整備や条件整備を支援！



植林の取組



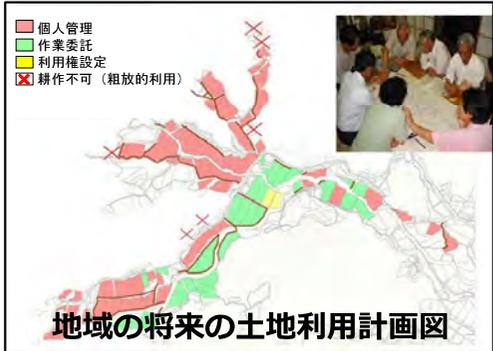
エゴマの取組

農地を利用する取組に
私も一緒にチャレンジ
したいわ！



地域住民

地域ぐるみの計画策定、簡易な基盤整備、粗放的利用の取組を支援



担い手が耕作する農地とそうでない農地を明確化
最適な構想を整理



低密度な植林



粗放的利用のための種苗代や管理経費を支援

最適土地利用対策

地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援

1. 農地等活用推進事業

- 【主な内容】
- 先進地視察や計画等策定経費 (ソフト) 交付上限: 200万円 (初年度)
 - 簡易な基盤整備
 - 農業用ハウス、簡易トイレ等の環境整備 (ハード) 交付上限: 1,000万円/年

2. 低コスト土地利用支援事業 (粗放的農地利用事業)

- 【主な内容】
- 先進地視察や計画等策定経費
 - 粗放的利用 (放牧や植林等) のための種苗費、管理経費
 - 省力化機械の購入費 (ソフト) 交付上限: 250万円 (初年度)、5,000円/10a/年 (2年目以降)
 - 粗放的利用のための簡易な基盤整備、電気牧柵等の条件整備 (ハード) 交付上限: 600万円/年
- ※ 1と併用する場合、ソフト: 350万円 (初年度)、ハード: 1,000万円/年

3. 低コスト土地利用支援事業 (生産性検証事業)

- 【主な内容】
- 有事を想定した食料生産の実証及び実証に必要な農地の簡易な整備 (ソフト) 交付上限: 1,000万円/年 (初年度)、600万円/年 (2年目以降)

<事業要件>

- 計画等を事業開始年度に策定
- 5年間耕作又は粗放的利用
- 実施期間: 原則2年以上5年以内
- 市町村、農地所有者、農業者、地域住民の参画が必須
- 1工区事業費200万円上限
- ① 農地等活用推進事業
実施面積: 20ha (中山間10ha) 以上、整備面積: 1ha 以上
- ② 低コスト土地利用支援事業
実施面積: 10ha (中山間5ha) 以上、整備面積: 0.5ha 以上
- ※ ①と②の事業を併用する場合は、
実施面積: 10ha (中山間5ha) 以上
整備面積: 1ha 以上 (②の整備面積割合が8割以上)
- <事業実施主体>
市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構
- <補助率>
定額補助: 1/2、5.5/10

※ 実施面積は、地域で話し合いを行う範囲、整備面積は、整備対象の農地面積